

犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、福岡県安全・安心まちづくり条例第15条第2項の規定に基づき、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場（以下「道路等」という。）について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する具体的方策を示すことにより、道路等における犯罪の防止を図ることを目的とする。

2 基本的な考え方

(1) 指針の適用

この指針は、道路等を設置し、又は管理する者に対し、犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する具体的方策を示し、犯罪の防止に配慮した施設の整備及び管理を促すものであり、関係法令との関係、犯罪の発生状況、計画上の制約、管理体制の整備状況、施設の利用状況、住民の要望等を考慮して、適用するものとする。

(2) 指針の見直し

この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 防犯の基本原則

道路等で発生する犯罪を防止するため、次の基本原則に基づき防犯性の向上について配慮し、道路等の計画、設計、改善及び整備を行うものとする。

(1) 周囲からの見通しの確保（監視性の確保）

多くの人の目（視線）を自然な形で確保することにより、犯罪企図者（注1）が近づきにくい環境を確保する。

(2) まちに対する住民等の帰属意識・共同意識の向上（領域性の強化）

住民等が「我々のまち」であるという強い意識を持ち、強固なコミュニティを形成し、施設等の維持管理や防犯活動を活発化することにより、犯罪の起きにくい領域を確保する。

(3) 犯罪企図者の接近の抑止（接近の制御）

犯罪企図者が被害対象者・対象物に接近することを妨げることにより、犯罪の機会を減少させる。

第2 具体的な方策

1 道路の構造、設備等

(1) 歩道及び車道

道路の整備に当たっては、その構造、周辺の状況、利用形態等を勘案して、柵、植栽、縁石等により、歩道及び車道を分離することを基本とすること。

(2) 工作物

植栽、歩道柵、道路標識、看板等の工作物の設置に当たっては、通行人及び周辺住民からの見通しを確保すること。

なお、植栽は、道路空間に潤いを与えるなどの効果を有することから、必要以上に樹木を伐採し、又はせんていすることのないよう留意すること。

(3) 照明設備

ア 周辺の状況、利用形態等を勘案するとともに、周辺への光害にも注意しつつ、照明設

備により、夜間において人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度（注2）を確保すること。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検すること。

(4) 地下道等

ア 外部からの見通しの悪い地下道等は、照明設備により、通行人等の安全を確保するために必要な照度（注3）を確保するとともに、防犯ベル（注4）、緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備を設置すること。

イ 地下道等に設置した防犯設備については、地域住民等と連携し、通報訓練等を通じて、定期的に点検し、適切な整備を行うこと。

ウ 防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用すること。

2 公園の構造、設備等

(1) 公園の配置

公園（特定の目的のために設置する公園を除く。）を新設する場合は、住宅及び道路等からの見通しが確保できる位置に配置することが望ましい。

(2) 地域住民等との連携

公園の維持管理への住民参加などにより、日常から住民が関心を持つ公園とするとともに、公園の周辺における地域住民等による「子ども110番の家」その他の非常時の避難場所・通報場所の確保など、公園利用者の防犯対策に配慮すること。

(3) 植栽

樹種の選定、配置、せんてい等により、周囲からの見通しを確保すること。

(4) 遊具等

遊具その他の公園施設については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

(5) 照明設備

ア 夜間の通行又は利用が想定される場所においては人の行動を視認できるよう、光害及び周辺環境等に配慮しつつ、おおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

イ 照明設備が樹木に覆われ、又は汚損して照度が低下することがないように、適宜点検すること。

(6) 公衆便所

ア 公衆便所については、周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

イ 夜間に利用できる公衆便所においては、建物の入口付近及び内部において、夜間においての人の顔、行動を明確に識別できるおおむね50ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

ウ 公衆便所には、必要に応じて防犯ベル、回転灯を設置すること。

(7) その他

ア 防犯上、特に必要のある公園については、公園内に緊急通報装置、防犯カメラ等の防犯設備を設置すること。

イ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することがないように、定期的に点検すること。

ウ 防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用すること。

3 自動車駐車場及び自転車駐車場の構造、設備等

(1) 配置

ア 道路又は周囲からの見通しが確保できる位置に配置すること。

イ 屋根を設置する場合は、建物への侵入の足場にならないよう、隣接する建物の窓及びベランダまでの距離を確保すること。

(2) 塀、柵、垣等

ア 入口以外からの人の侵入を防止するため、容易に侵入できない構造の塀、柵、垣等を設置すること。

なお、これらの塀、柵、垣等の設置に当たっては、外部からの見通しができる構造とするとともに、隣接する建物への侵入の足場にならないよう配慮すること。

イ 屋内に設置される自動車駐車場又は自転車駐車場にあっては、可能な限り外部から見通すことができる開口部を確保すること。

(3) 出入口等

施設の規模等の必要性に応じて自動ゲート管理システムを設置し、又は管理人を配置して、入場者を管理するとともに、定期的な巡回を励行すること。

(4) 照明設備

ア 夜間においては、周辺への光害にも注意しつつ、照明設備により、人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度を確保すること。

イ 工作物、樹木等により照明設備が覆われ、又は照明設備の汚損等により、照明設備の照度が低下することのないよう配慮し、適宜点検すること。

(5) 防犯設備

ア 管理人等による監視が行き届かない場所については、必要に応じて防犯カメラ、防犯ミラー、人の動きを検知して点灯するセンサーライト、防犯ベル等の防犯設備を設置すること。

イ 防犯設備については、汚損、損傷等により、その機能が低下することのないよう、定期的に点検すること。

ウ 防犯カメラは、プライバシーの保護に配慮して適正に運用すること。

(6) 利用者等に対する注意喚起

ア 利用者等に対して、車両等の施錠、車内における貴重品の放置防止等の注意喚起を行うこと。

イ 出入口には、表示板等により、防犯カメラ等の防犯設備を有している施設であることを表示すること。

(7) その他

ア 施設内に物置、空調屋外機等を設置する場合は、死角が生ずることのないよう配慮するとともに、隣接する建物への侵入の足場とならないよう配慮すること。

イ 自転車駐車場においては、チェーン用バーラック（注5）、サイクルラック（注6）等の自転車を固定する装置を設置すること。

（注1）「犯罪企図者」とは、犯罪を行おうとする者をいう。

（注2）「平均水平面照度」のうち、「平均」とは、ある面積について照度の低いところから高

いところまでの全測定点を加算し単純計算した値をいい、「水平面」とは、床面又は地面における照度をいう。したがって、「平均水平面照度」とは、「床面又は地面において、ある一定面積についての全測定点を加算し単純計算した値」のこととなる。

(注3)「通行人等の安全を確保するために必要な照度」とは、人の行動を視認できるおおむね3ルクス以上の平均水平面照度をいう。地下道の利用形態により、必要な照度は異なり、地下横断歩道の通路は、50ルクス以上必要とし、また、地下街の各構えに接する地下道の非常用の照明設備は、10ルクス以上必要とする。

(注4)「防犯ベル」とは、犯罪の発生のおそれがある場合等非常の場合において、押しボタンを押すことによりベルが吹鳴する、赤色灯が点灯する等の機能を有する装置をいう。

(注5)「チェーン用バーラック」とは、駐輪場に固定されている金属製の棒(バー)をいい、これと自転車等をチェーン錠で結ぶことにより、自転車やオートバイ等の盗難を防止することができる設備をいう。

(注6)「サイクルラック」とは、チェーン用バーラックと同様の機能を有するもので、1台ごとのスペースが明確に区分されているラックをいう。